

## 北里大学学術奨励研究審査委員会規程

昭和62年10月 9日制定  
平成 7年 3月10日改正  
平成 8年12月20日改正  
平成10年 4月 1日改正  
平成13年 7月 1日改正  
平成14年 4月 1日改正  
平成15年 4月 1日改正  
平成18年10月 1日改正  
平成20年 4月 1日改正  
平成21年 4月 1日改正  
平成23年 4月15日改正  
平成25年 4月 1日改正  
平成26年11月21日改正  
平成27年 6月19日改正

(設置)

第1条 北里大学学術奨励研究資金規程第4条の定めに基づき、北里大学学部長会に、北里大学学術奨励研究審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について協議し、学長に答申する。

- (1) 研究計画の募集に関すること。
- (2) 審査の判定基準に関すること。
- (3) 助成対象研究の審査に関すること。
- (4) 研究成果の評価等に関すること。
- (5) その他学長から付託された事項

(構成)

第3条 審査委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 各学部及び一般教育部の教授の中から選出された者 各1人
- (2) 北里生命科学研究所(感染制御科学府を含む。)の教授の中から選出された者 1人
- (3) 東洋医学総合研究所の職員の中から選出された者 若干名
- (4) 北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校の専任教員の中から選出された者 若干名
- (5) 本学教職員及び学識経験者の中から学長が指名した者 若干名

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査委員会を統括し、審査委員会を代表する。

4 審査委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、審査委員会の了承を得る。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員が申請者の推薦者又は研究指導者若しくは共同研究者であるときは、その助成対象研究の審査をすることができない。

(事務局)

第6条 審査委員会に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、審査委員会及び学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和62年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月19日から施行する。